

PCMディベート
「日本の臓器移植法改正案として、
A案はC案より優れている」

否定側立論

- ①ドナー(臓器提供者)のメリット
- ②レシピエント(臓器被提供者)のメリット
- ③WHO移植指針への適合性

11班

会場:707

小児虐待の抑制効果

出展：東京財団 研究員レポート

- A案・・・小児の意思によらず家族の同意のみで臓器の摘出・移植が可能
- C案・・・自己判断の難しい15歳以下では、臓器摘出は行わない

○「A案：家族の同意により臓器提供」

- ・ 虐待が行われていても、その親の8割～9割が虚偽申告を行っている。
 - ・ 虐待が明らかになるまで、「受診後60日以上」(9例)、「400日」(最長)
 - ・ 虐待はこの10年急増
 - ・ 「救急外来で5人の子どもが脳死状態になった場合、そのうちの20%は少なくとも虐待である。」
- 家族の同意のみで、即時に臓器を摘出・移植を行うと、**虐待の事実を証明することができなくなる。**

小児の脳死判定は困難

出展: 榊原洋一(東京大学小児科 小児神経学講師)講座資料より

小児の脳の特異性

「臨床的脳死例で脳波活動が残存」

「脳血流停止例で脳波活動」

「聴性脳幹反応消失後の回復例」の報告

○「長期脳死」: 全国に少なくとも60人

(2007年毎日新聞調べ)

→小児の脳死判定は難しい

レシピエントにとってのメリット

- 臓器の公平分配

A案・・・ドナーの親族から優先的に臓器を提供

C案・・・登録した人から順番に臓器の提供を受ける

→臓器移植に関する公平性の問題

たとえ親族であろうと、レシピエントを指定した臓器提供を行うことは、移植を待つ患者の立場から考えれば、「不公平」である。

- 脳死移植以外の治療方法を選択する可能性

A案は、国内において臓器移植を積極的に行おうとするものである。A案が採択されることによって、臓器移植手術に関する知見や技術は、飛躍的に積み上げられることになるだろう。

しかし、脳死移植治療の効果については深く議論が行われていない。そのような状況のなかで、やみくもに移植手術を普及させることは、大きな危険をはらんでいる。

臓器移植手術に求められる公平性

(基本的理念)

第二条

死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。

3 臓器の移植は、移植術に使用されるための臓器が人道的精神に基づいて提供されるものであることにかんがみ、移植術を必要とする者に対して適切に行われなければならない。

4 移植術を必要とする者に係る移植術を受ける機会は、公平に与えられるよう配慮されなければならない。

(現行「臓器移植法」より)

Guiding Principle 9

The allocation of organs, cells and tissues should be guided by clinical criteria and ethical norms, not financial or other considerations. Allocation rules, defined by appropriately constituted committees, should be equitable, externally justified, and transparent.

(WHO移植指針より)

論点② レシピエントのメリット

心臓移植の延命効果

- 心臓移植手術を受けた患者の1年生存率
■■■ 88%
- 移植手術が必要だと宣告されてから6ヶ月間待機して、その時点で移植手術が受けられずにいた患者の1年生存率
■■■ 83%
- 移植手術が必要だと宣告されてから9ヶ月間待機して、その時点で移植手術が受けられずにいた患者の1年生存率
■■■ 88%

小松美彦 「脳死・臓器移植の本当の話」より

つまり、移植手術が必要だと宣告されてから、6ヶ月以上待機できた患者にとって、心臓移植手術による延命効果はほとんどない。

WHO移植指針 <提案 臓器提供に関するその他の提案>
監督システムや監視システムを作り上げて、不都合な出来事などの情報とともに、技術的な発展についての情報を伝える。

A案

- ・ 移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずることを求める。

C案

- ・ 移植を受けた患者や提供した患者の健康状態を的確に把握できるようにシステムを構築する
- ・ 適正な移植医療を確保するため、提供事例などの調査や分析を通して検証する

A案では、従前の広報義務を果たすに留まる

WHO移植指針 <生体移植・細胞や組織の提供について>

- ・臓器だけでなく、細胞、組織の移植を前提とした規定
- ・生体を念頭においた臓器売買の禁止指針がある

A案

- ・臓器以外の細胞・組織の移植に関しては何も規定していない
- ・生体移植についての言及が全くない

C案

- ・「臓器売買」
⇒「臓器等の売買」
- ・「臓器を死体から摘出すること」
⇒「臓器を死体または生体から摘出すること」

C案では、臓器売買が起こる可能性をより低めることを念頭におき、臓器以外の移植対象及び生体に関する移植指針通り、言及している。

論点まとめ

- 小児虐待の抑制効果
- 小児の脳死判定は困難

- 臓器の公平分配
- 脳死移植以外の治療方法を選択する可能性

- WHO「監督システム・監視システムの構築」への適合
- WHO「臓器売買の禁止指針」への適合